

## 台東区長が審査庁となるべき審査請求の標準審理期間

台東区長に対する審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間は、次のとおりです。

	標準審理期間
東京都台東区行政不服審査会に諮問する場合	6月
東京都台東区行政不服審査会に諮問しない場合	4月

### 注

- 1 東京都台東区情報公開条例及び東京都台東区個人情報保護条例に基づく開示決定等の処分に係る審査請求は含みません。
- 2 行政不服審査法第43条第1項第2号の規定により、同法第9条第1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ当該議を経て裁決する場合の審査請求は含みません。
- 3 標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、審査請求の内容（事案の複雑性、困難性、特殊性等）により、具体的な審理期間は変動します。また、審査請求書に不備があって補正を行う場合、審理員が審査請求人又は参加人の申立てにより口頭意見陳述等を実施する場合、東京都台東区行政不服審査会が審査請求人又は参加人の申立てにより意見の陳述等を実施する場合によっても、審理期間は変動します。